

九州栄養福祉大学大学院学則

第1章 総則

第2章 教員及び運営組織

第3章 学年、学期及び休業日

第4章 修業年限及び在学期間

第5章 入学の時期

第6章 授業科目、単位、履修方法等

第7章 課程の修了及び学位の授与

第8章 休学、退学、除籍及び復学

第9章 賞罰

第10章 科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研究生及び外国人留学生

第11章 授業料等

第12章 雑則

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 九州栄養福祉大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術研究の高度化、優れた研究者及び高度職業人の育成、社会人の再教育並びに教育研究を通じた国際貢献の実現を目的とする。

(研究科)

第2条 大学院に、修士課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

(研究科及び課程)

第3条 本学大学院に健康科学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 前項の研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
健康科学研究科	健康栄養学専攻	4人	8人

第2章 教員及び運営組織

(教員)

第4条 研究科に教授、准教授、講師その他必要な教員を置く。

- 2 前項の教員は、研究科以外の九州栄養福祉大学教員がこれを兼ねることができる。
- 3 研究指導を担当する教員（以下「研究指導教員」という。）は、当該研究科の教授とする。ただし、研究科委員会が特に必要と認める場合は、当該研究科の専任の准教授を研究指導教員と

することができる。

(研究科長)

第5条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は研究指導教員である教授のうちから研究科委員会が選出する者をもって充てる。

(研究科委員会)

第6条 研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究指導教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、次の事項を審議する。

(1) 学則その他の規定の制定改廃に関すること

(2) 専攻及び教育課程に関すること

(3) 学生の入学、その他学生の身分に関すること

(4) 成績評価、学位請求論文の審査等に関すること

(5) 前各号に掲げるもののほか、研究科の教育、研究及び運営に関すること

4 研究科委員会は、必要があると認めるときは前項第1号、第2号、第3号、第5号に規定する事項の審議については、研究指導教員以外の研究科の授業を担当する専任の教員を加えることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第7条 学年、学期及び休業日については、九州栄養福祉大学学則（以下「大学学則」という。）第70条から第73条の規定を準用する。

第4章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第8条 大学院の修業年限は2年とする。

2 在学期間は4年を超えることはできない。

第5章 入学の時期

(入学)

第9条 入学の時期は毎年学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者

(5) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学の出願)

第 11 条 大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 12 条 前条の入学志願者については、入学試験により選考を行う。

第 13 条 入学試験に関する細則は別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第 14 条 第 12 条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第 15 条 学長は、第 26 条の規定により退学した者又は第 27 条の規定により除籍された者が再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次への再入学を許可することができる。

2 前項に規定する許可は、同項の規定により志願した者が退学し、又は除籍された日からその志願した日までの期間が 5 年を経過しているときは、これをすることができない。

3 第 1 項の規定により再入学を許可される者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い等については研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

4 前各項に定めるもののほか、再入学に関して必要な事項は、学長が定める。

第 6 章 授業科目、単位、履修方法等

(授業科目及び単位数)

第 16 条 研究科における授業科目及びその単位数は別表第 1 に掲げるとおりとする。

(履修方法)

第 17 条 学生は、在学期間中に、前条の規定により定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 学生は、履修する授業科目の選択及び学位請求論文の作成に当たっては当該学生を担当する研究指導教員の指導を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第 17 条の 2 大学院は、教育上特別の理由があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学の大学院授業科目の履修)

第 18 条 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学長は、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、10 単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 19 条 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により学生が修得したものとみなすことができる単位数は、10 単位を超えることができない。

(授業科目の単位の認定)

第 20 条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告によって行う。

2 前項の試験又は研究報告の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可をもって合格とし、不可を不合格とする。

(履修方法その他必要な事項)

第 21 条 第 16 条から前条までに定めるもののほか、履修方法その他必要な事項は、健康科学研究科規程（以下「研究科規程」という。）で定める。

第 7 章 課程の修了及び学位の授与

(学位請求論文の提出及び最終試験)

第 22 条 学生は 1 年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、学位請求論文を提出して最終試験を受けることができる。

2 最終試験は、学位請求論文を中心とする。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、これに関連する科目について試験を行うことができる。

(課程の修了)

第 23 条 課程修了の要件は、2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文の審査及び前条の最終試験に合格することとする。

2 学位請求論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において行い、その合否を決定する。

(学位の授与)

第 24 条 大学院の課程を修了した者には、九州栄養福祉大学学位規程の定めるところにより、修士の学位を授与する。

第8章 休学、退学、除籍及び復学

(休学)

- 第25条 学長は、疾病その他やむを得ない事由により3ヶ月以上修学することができない者に対し、その者の願い出により、休学を許可することができる。
- 2 休学期間は2年を超えることができない。ただし、第15条の規定により再入学した者の休学期間は、その者が退学し、又は除籍される前の休学期間と再入学後の休学期間を通算して、2年を超えることができない。
 - 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

- 第26条 退学しようとする者は、学長に退学願を提出しなければならない。
- 2 学長は、前項の退学願を受け付けたときは、その者について、退学を許可することができる。

(除籍)

- 第27条 学長は、研究科委員会の議を経て次の各号にいずれかに該当する者を除籍する。
- (1) 第8条に規定する在学期間を超えた者
 - (2) 第25条に規定する休学期間を超えた者
 - (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

(復学)

- 第28条 学長は、第25条第1号の規定により休学した者で休学の事由が消滅した者が復学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

第9章 賞 罰

(表彰)

- 第29条 学長は学生として表彰に価する行為があった者に対しては、研究科委員会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

- 第30条 大学院の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長はこれを懲戒することができる。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 第31条 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第32条 大学院で開設する授業科目を履修しようとする者については、学生の履修に支障がない場合において学年の始めに限り、選考のうえ研究科委員会の議を経て学長が、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生として履修を志願することができる者の資格及び科目等履修生の履修に関し必要な事項は、研究科規程で定める。

第33条 科目等履修生で授業科目を履修した者に対しては、単位を与える。

2 第20条の規定は、科目等履修生の単位の認定について準用する。

第34条 科目等履修生が学則に違反したとき、又はその本分に反する行為を行ったときは、学長は、当該履修の許可を取り消すことができる。

(特別科目等履修学生)

第35条 学長は、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院との協議に基づき、当該大学の大学院の学生が特別科目等履修学生として大学院の授業科目を履修することを許可することができる。

2 第32条第2項、第33条及び前条の規定は、特別科目等履修学生について準用する。

(委託生)

第36条 公の機関又は団体からの委託生として大学院で開設する授業科目を履修しようとする者については、学生の履修に支障がない場合において学年の始めに限り、選考のうえ研究科委員会の議を経て学長が、履修を許可することができる。

2 第32条第2項、第34条の規定は、委託生について準用する。

(研究生)

第37条 特定の事項について研究しようとする者については、選考のうえ研究科委員会の議を経て学長が、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生が学則に違反したとき若しくはその本分に反する行為をしたとき又は疾病その他やむを得ない理由により研究の継続ができないと認められるときは、研究科委員会の議を経て学長は、当該研究の許可を取り消すことができる。

(外国人学生)

第38条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願する者に対しては、特別の選考により研究科委員会の議を経て、外国人留学生として定員外に入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に係る入学選考その他必要な事項については、別に学長が定める。

第11章 授業料等

(授業料その他の納付金)

第39条 入学検定料、入学金、授業料等は別表第2の通りとする。

2 授業料等は前・後期2期分納とする。但し、申出によってさらに分割納入を認めることが

ある。

(授業料その他の納付金の納入時期)

第 40 条 学生は所定の期日までに授業料等を納付しなければならない。

1. 前期 4 月 1 日から 4 月 20 日まで
2. 後期 10 月 1 日から 10 月 20 日まで

(復学等の場合の授業料)

第 41 条 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で修了する場合の授業料)

第 42 条 学年の途中で修了する見込みの者は修了する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

(休学の場合の授業料)

第 43 条 授業料等は休学の場合は免除する。但し、休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

(退学及び停学の場合の授業料)

第 44 条 前期又は後期中途で退学し又は除籍された者の該当期分授業料等は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(授業料その他の学費の不還付)

第 45 条 一旦納めた検定料、入学金及び授業料等はいかなる理由によるも返付しない。

(授業料等減免)

第 46 条 成績優秀な者であってやむを得ない事情により学資の支弁困難な者に対しては研究科委員会の議を経て授業料等免除あるいは貸与することがある。これらの場合に関する細部の規定はこれを別に定める。

(外国人留学生等の授業料)

第 47 条 外国人留学生、研究生、委託生、科目等履修生、特別科目履修生の検定料、及び授業料等については別に定める。

(公開講座)

第 48 条 大学院には、社会人の教養を高め、地域社会の文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座の開設に関して必要な事項は、学長が定める。

(自己点検・評価)

第 49 条 学長は、教育研究水準の向上を図るとともに、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動の状況について点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(実施規定)

第 50 条 この規則に定めるもののほか、大学院の運営に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 本学則は平成 27 年 4 月 1 日から之を施行する。
- 2 本学則は平成 31 年 4 月 1 日から之を施行する。
- 3 本学則は令和 2 年 4 月 1 日から之を施行する。
- 4 本学則は令和 3 年 4 月 1 日から之を施行する。

別表第1 教育課程

区分	授業科目	1年		2年	
		前期	後期	前期	後期
必修科目	健康科学特別講義 I	2			
	健康科学研究法特論 I	2			
	特別研究 I	2			
	特別研究 II			6	
選択科目	健康科学特別講義 II		2		
	健康科学研究法特論 II		2		
	栄養生理学特論 I		2		
	栄養生理学特論 II			2	
	臨床栄養学特論 I	2			
	臨床栄養学特論 II		2		
	食品学特論 I	2			
	食品学特論 II		2		
	生化学特論 I	2			
	生化学特論 II		2		
	栄養教育特論 I	2			
	栄養教育特論 II		2		
	薬理学特論 I	2			
	薬理学特論 II		2		
	解剖生理学特論 I	2			
	解剖生理学特論 II		2		
	リハビリテーション学特論 I	2			
	リハビリテーション学特論 II		2		
	健康運動機能特論 I	2			
	健康運動機能特論 II		2		
	神経障害支援特論 I		2		
	神経障害支援特論 II			2	
	地域活動支援特論 I		2		
	地域活動支援特論 II			2	
	環境健康生活特論 I		2		
	環境健康生活特論 II			2	
小児リハビリテーション支援特論 I	2				
小児リハビリテーション支援特論 II		2			
精神科リハビリテーション学特論 I	2				
精神科リハビリテーション学特論 II		2			

(修了要件)

1. 最低取得単位数は30単位とする。
2. 修士論文の審査に合格すること。

注) 特別研究 I および II は研究指導教員が担当する。

別表第2 検定料、入学金、授業料、施設費等 (単位：円)

1. 検定料

検定料	30,000	出願時に納付
-----	--------	--------

2. 授業料等

区分	1年次	2年次	備考
入学金	230,000		入学合格時に納付
授業料	680,000	680,000	前、後期二期分納
施設設備資金	100,000	100,000	前、後期二期分納
実験実習料	100,000	100,000	前、後期二期分納
計	1,110,000	880,000	

「臨床栄養師認定講座」について

臨床栄養師の定義

臨床栄養師とは、人間栄養学に基づいた臨床栄養の知識、技術およびマネジメント能力を習得し、栄養ケア・マネジメントの質の向上に努める能力を有する管理栄養士である。臨床栄養師資格取得者は、病院における栄養サポートチーム加算の専従配置になることができる。

臨床栄養師研修

米国の登録栄養士の教育制度を手本にした管理栄養士のための唯一のインターン研修制度。100 時間の認定講座と 900 時間の臨床研修（一般病院、医療療養病床・回復期リハビリテーション・介護保険施設）、地域栄養活動（外来栄養指導・訪問栄養食事指導、介護予防のための栄養改善サービス等、居宅患者等への栄養管理・相談、給食経営管理）、臨床研修（NST を含める）の一部は症例検討等で置き換えることができる。修了者は認定試験、論文試験合格後、臨床栄養師の資格が授与されるとともに、栄養サポートチーム加算の要件を満たす。

臨床栄養師承認科目（一般社団法人 日本健康・栄養システム学会）

科目名	履修相当時間数	認定講座相当科目
臨床栄養学特論 I	4	栄養アセスメント・栄養ケア計画
薬理学特論 I	6	経腸・静脈栄養法
栄養教育特論 I	4	栄養教育（生活習慣病）
栄養教育特論 I	6	栄養教育（低栄養状態）
栄養教育特論 I	2	栄養教育（栄養教育の基本）
栄養教育特論 I	2	地域栄養活動
地域活動支援特論 I	8	経営の基礎